

(目的)

第1条 神戸女学院大学(以下「本学」という。)が発行する『神戸女学院大学女性学評論』(以下「本誌」という。)は、神戸女学院大学女性学インスティテュート所員(以下「所員」という。)の研究発表等を目的として発行する。

(発行回数)

第2条 本誌は、原則として年1回発行する。発行時期は3月とする。

(本誌の構成)

第3条 本誌は、投稿原稿と女性学インスティテュート委員会が依頼する依頼原稿で構成される。

(投稿資格)

第4条 原稿を執筆し、本誌に投稿できる者は、『神戸女学院大学論集』規程第3条各項に定める投稿資格に準ずる。

2 第1項のほか、次に定める者も本誌に投稿できる。

- (1) 学校法人神戸女学院教職員就業規則第2条に定める専任の教学職員
- (2) 学校法人神戸女学院大学嘱託職員就業規則第2条に定める嘱託教学職員
- (3) 本学大学院博士前期課程または修士課程修了者
- (4) 本学大学院博士後期課程修了者又は単位取得満期退学者
- (5) 本学大学院博士後期課程在学中の者
- (6) 本学卒業生で修士の学位を有する者
- (7) 女性学インスティテュート委員会で認めた者

(依頼原稿)

第5条 女性学インスティテュート委員会は、前条各項に定める投稿資格を有する者に限らず、本誌に掲載する原稿を依頼することができる。

(執筆者)

第6条 投稿原稿の執筆者は、第4条各項に定める投稿資格を有する者でなければならない。

(共同執筆)

第7条 投稿原稿の共同執筆者には、第4条各項に定める投稿資格を有する執筆者が一人以上含まれていなければならない。

2 共同執筆の原稿は、執筆者全員から投稿の同意を得られているものに限る。

(研修の受講)

第7条の2 全ての執筆者は投稿にあたり、本条各項に定める研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修(以下「研修」という。)を受講しなければならない。

2 執筆者のうち所員は、本学が実施する研修を受講するものとする。

3 所員以外の執筆者は、次のいずれかの方法で研修の受講を証明しなければならない。

- (1) 本学の研修をオンデマンド受講する。
- (2) 所属研究機関発行の「受講証明書」、あるいは各種研究倫理に関するプログラム(APRINe-ラーニングプログラム、日本学術振興会 研究倫理 e-ラーニングコース等)の「受講修了証」(名称は受講プログラムによる)を提出する。

(原稿要件)

第8条 本誌に掲載される原稿は、未発表のものに限る。

(原稿書式)

第9条 本誌に掲載される原稿書式は、原則として横書きとする。ただし、内容の性質上縦書きでなければならぬ場合はこの限りではない。

(原稿の種類、分量、提出物)

第10条 本誌に掲載される原稿の種類、分量、提出物は、別表のとおりとする。

(投稿原稿の提出期日)

第11条 投稿原稿の提出期日は、原稿募集時に定める。

2 前項の提出期日に遅れた投稿原稿は、本誌への掲載は行わない。

(本誌への掲載)

第12条 本誌への掲載は、女性学インスティテュート委員会が決定する。

(校正)

第13条 執筆者による校正は再校までとする。校正は字句の修正にとどめ、原稿改訂は原則として認めない。

2 校正の提出期日に遅れた原稿は、本誌への掲載は行わない。

(原稿の修正)

第14条 原稿の修正は、女性学インスティテュート委員会が決定する。

(投稿料)

第15条 本誌への投稿料は、無料とする。ただし、次の場合は本誌に投稿した者に別途実費を請求する。(共同執筆の場合も同様とする。)

(1) カラー印刷

(2) 第10条に規定する頁数を超過した場合

(著作財産権)

第16条 本誌に掲載された原稿の著作財産権は、神戸女学院大学女性学インスティテュートに帰属する。

2 引用に伴う著作権に関係した紛争は、すべて執筆者の責任となる。

3 本誌掲載の原稿を、執筆者が他の著作に収録・転用する場合には、あらかじめ文書(共同執筆の場合は、執筆者全員の連名による文書)によって、神戸女学院大学女性学インスティテュートの了解を得なければならない。

(補則)

第17条 この規程に定めのない事項については、女性学インスティテュート委員会が決定する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、女性学インスティテュート委員会の議を経て、女性学インスティテュート総会が行う。

附 則

1 この規程は 2015 年4月1日から施行する。

2 『女性学評論』への投稿に関する規程(1992年4月24日女性学インスティテュート総会制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。(2018年11月30日改正)

別表

原稿種類	原稿分量	提出物
論文	・邦文原稿の場合 本文・注・文献リスト・図表をあわせて24,000字以内(26頁以内)とする。 ・欧文原稿の場合 本文・注・文献リスト・図表をあわせて10,000語以内(26頁以内)とする。	(1) 原稿 (2) 投稿カード
研究ノート	・邦文原稿の場合 本文・注・文献リスト・図表をあわせて12,000字以内(13頁以内)とする。 ・欧文原稿の場合 本文・注・文献リスト・図表をあわせて5,000語以内(13頁以内)とする。	(1) 原稿 (2) 投稿カード
講義録 (依頼原稿に限る)	指定なし	(1) 原稿 (2) 投稿カード
書評	・邦文原稿のみ掲載する。 ・本文・注・文献リスト・図表をあわせて6,000字以内(7頁以内)とする。	(1) 原稿 (2) 投稿カード
新刊紹介	・邦文原稿のみ掲載する。 ・本文・注・文献リスト・図表をあわせて1,200字以内(2頁以内)とする。	(1) 原稿 (2) 投稿カード